

(別添1) 八尾市社会参加型介護予防事業仕様書

1 事業名称

八尾市社会参加型介護予防事業

2 事業目的

本市における要介護認定率は、全国及び大阪府の平均を上回って推移しており、特に要支援認定者の割合が高い傾向にある。これは、軽度者が地域で集える「通いの場」等の選択肢が不足していることにより、早期に介護サービス（介護給付）へ流入している可能性が示唆されている。

また、これまでの介護予防事業は「運動」や「脳トレ」を中心としたプログラムが主であり、参加者の約9割が女性かつ後期高齢者で固定化されるなど、男性や前期高齢者、介護予防への無関心層に対するアプローチが十分ではなかった。加えて、コロナ禍以降の外出控えによる社会的なつながりの断絶は、高齢者のフレイルを進行させ、将来的な介護リスクの急増が懸念されている。

本事業は、民間事業者が持つ多彩なノウハウや創意工夫を公的サービスに導入する「成果連動型民間委託契約方式(PFS)」を採用することで、以下の目的を達成することを目指す。

(1) 社会参加を軸とした「楽しく新しい介護予防」の展開

従来の機能訓練型プログラムに加え、趣味、交流、社会貢献など「社会参加」をきっかけとした魅力的なメニューを提供することで、これまで介護予防に関心のなかった層や男性、前期高齢者の参加を促し、運動習慣や社会的なつながりを創出する。

(2) 健康寿命の延伸と介護給付費の抑制

参加者が地域の中での役割や生きがいを持ち、仲間とともに活動を継続できる仕組みを構築する。これにより、要介護状態への移行を遅らせ、あるいは進行を抑制することで、本市の健康寿命を延伸させるとともに、将来的な介護給付費の増大を抑制する。

(3) エビデンスに基づく成果の可視化

第三者評価機関による客観的な評価指標を設定し、事業による介入がどの程度市民の健康寿命延伸に寄与したかを定量的に測定・検証する。

(4) 地域包括ケアシステムの深化と担い手育成

事業を通じて社会参加した高齢者が、将来的には地域の担い手(ボランティアや自主活動団体のリーダー等)として活躍できるような循環を生み出し、持続可能な地域包括ケアシステムの構築に寄与する。

3 委託契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

4 履行場所

八尾市内

5 対象者

市内在住のおおむね 65 歳以上の高齢者のうち、主に要介護認定を受けていない方（元気高齢者）を対象とする。ただし、事業実施を妨げない範囲において元気高齢者以外も参加できることとする。なお、本プロジェクトでは、無関心層を対象として介護予防への参加促進を図るため、以下の対象を参加者として獲得することを目指したコンテンツを盛り込むこと。

- (1) 65 歳以上 75 歳未満の方
- (2) これまで介護予防事業に参加したことのない方
- (3) 65 歳以上の男性

6 事業内容

具体的な事業内容は、以下のとおりとする。

(1) 事業の実施期間

本プロジェクトにおける事業は、契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までの期間において実施すること。

上記期間は、実施準備、参加者募集、プログラム実施を含む期間とする。

(2) 事業の進捗管理

本プロジェクトを進行するにあたっての事業スケジュールを作成し、適切な進捗管理を行うこと。

(3) 広報

事業実施にあたっては、介護予防プログラムの広報を効果的に実施し、集客効果を上げる工夫を施すこと。

チラシやウェブサイト、SNS など多様な媒体を活用し、多くの高齢者が関心をもつよう工夫すること。

なお、本事業では前期高齢者から、趣味活動なども含めた自発的な活動に取組み、社会参加を継続する高齢者を増やしていくことを目指していることから、本プロジェクトのコンセプトに即したキャッチフレーズやロゴの考案・活用など、ブランディングを含めた戦略的広報について、提案を求める。

(4) 介護予防プログラムの実施

7「事業実績評価指標」に示す目標を達成するための介護予防プログラム（以下「プログラム」という。）を実施すること。

プログラムの実施において、啓発プログラムと継続プログラムを組み合わせる実施すること。

なお、継続プログラムについては、事業1年目から3年目までにかけて実施すること。

ア 実施場所

プログラムの実施場所は、市内の高齢者が参加しやすい場所を選定し、複数箇所で行うこと。また、実施場所が特定の地域に偏ることのないよう留意すること。

イ プロジェクト展開にあたっての留意事項

プログラムの実施にあたっては、プログラムへの参加をきっかけとして外出や社会参加の頻度を増加させるとともに、プログラム期間終了後も社会参加の継続を促すための工夫を行うこと。

プログラム参加者に対しては、プログラムの参加を妨げない範囲で参加費を徴収することも可能とする。その場合は、事前に市と協議を行うこと。

ウ 事故防止と緊急時の対応

プログラム実施における緊急時の対応マニュアルを整備しておくこと。また、プログラム参加者の事故発生防止に努めること。参加者の体調に急変が起こった際には、速やかに適切な処置を行うとともに、直ちに市に報告のうえ、対応を協議すること。

なお、プログラム参加者に傷害が生じた場合や、実施施設及び設備に損害が生じた場合等の不測の事故に対処するため、受託者が損害保険に加入すること。

エ データ管理及び提出

本事業において収集する参加者データについては、第三者評価機関による効果検証に活用することを前提とし、正確かつ適切に収集・管理すること。

受託者は、市及び第三者評価機関の求めに応じて、必要なデータを速やかに提出できる体制を構築すること。

(5) 継続プログラム修了者の社会参加継続フォロー

継続プログラムの修了者に対し、プログラムへの参加を通じて学んだ内容や得られた知識を活かし、地域活動への参加や自主的なサークル活動など、社会参加を継続することができるよう、フォローアップを行うこと。

(6) 参加者アンケート

プログラム参加者に対し、下記に示すアンケート調査を実施すること。

なお、啓発プログラムの回答については参加者の任意とするが、全プログラムにおいてアンケート回収率100%を目標とし、回収率向上に努めること。

ア アンケート時期

- ① 啓発プログラム参加時と参加から6か月後
- ② 継続プログラム開始時及び終了時、終了から6か月後

イ アンケート収集方法

対面及び郵送を基本とするが、参加者が他の手段を希望する場合は市と協議のうえ利用可とする。

ウ アンケート項目

- ① 啓発プログラム参加及び継続プログラム開始時点
 - ・ 基本情報（氏名、生年月日、住所）
 - ・ 介護予防の分析に資する日常の行動に関する項目
 - ・ 介護予防施策の立案と効果測定を目的にデータを活用することへの同意
 - ・ 社会参加の状況
 - ・ 主観的健康感
 - ・ その他、市が提示する項目
- ② 継続プログラムの終了時点及び終了から6か月後
 - ・ 基本情報（氏名、生年月日、住所）
 - ・ 介護予防の分析に資する日常の行動に関する項目
 - ・ 本プロジェクト及びコミュニティ活動への継続参加状況
 - ・ 社会参加の状況
 - ・ 主観的健康感
 - ・ その他、市が提示する項目
- ③ 啓発プログラムへの参加から6か月後
 - ・ 基本情報（氏名、生年月日、住所）
 - ・ 社会参加の状況
 - ・ 主観的健康感
 - ・ その他、市が提示する項目

エ アンケート集計

アンケート結果のデータは、市が指定するフォーマットへ入力すること。また、参加者が記入した原本も市へ提出すること。なお、電子媒体を利用した回答の場合は、原本の提出の必要はないが、市へ事前に相談を行い、市の了承を得ること。

(7) 月例報告

毎月の業務実施状況を市へ書面をもって報告すること。

報告内容は、業務の進捗管理状況、各プログラムの実施状況（プログラム名称、内容、参加者数、成果及び課題、プログラム実施中の事故の有無等）、その他特筆すべき内容とする。その他、市からの要請があった場合は、参加者のモニタリングを行い、状況を報告すること。

(8) 定期連絡会

おおむね3か月に1回、プロジェクトの進捗に関する情報共有を目的とした定期連絡会を開催すること。プロジェクト運営にあたって改善を要する際には、順次改善点を業務に反映すること。その他、必要に応じて市との連絡調整を行い、情報共有を密に行うこと。

(9) その他

業務に必要な資料、備品、消耗品等は受託者が用意すること。ただし、資料の内容に

については、市の求めに応じること。

7 事業実績評価

本事業においては、事業実績を評価するための指標を設け、目標の達成度合いに応じて成果連動額を設定する。

(1) 評価時期

業務実績の評価は、以下のとおり2回にわけて実施する。

- ① 中間評価 令和10年3月末までの実績を4月に評価
- ② 最終評価 令和11年3月末までの実績を4月に評価

(2) 評価指標

事業実績評価の指標については、以下に示すとおりとする。

なお、本評価指標は本市が設定するものであり、受託者は当該指標の達成に向けて事業を実施するものとする。

評価対象となるデータについては、恣意的な抽出や加工を行ってはならず、原則として全数データを用いるものとする。

不適切なデータ処理が認められた場合は、評価対象外又は減点とすることがある。

【事業実績評価指標】

① 中間評価

	指標	評価目標	定義
1	参加者総数	800人※1	啓発プログラムへの65歳以上の参加実人数
2	1のうち新規参加者の割合	60%	啓発プログラム参加者のうちアンケートにおいてこれまで介護予防に関する事業・イベントに参加したことのないと回答した人の割合
3	1のうち前期高齢者の割合	70%	啓発プログラム参加者のうち、74歳以下の者の割合（プログラム参加時点の実年齢とする）

② 最終評価

	指標	評価目標	定義
1	継続参加者数	350人 ※1	継続プログラムへの参加実人数
2	1のうち新規参加者の割合	60%	継続プログラム参加者のうちアンケートにおいてこれまで介護予防に関する事業・イベントに参加したことのないと回答した人の割合
3	1のうち前期高齢者の割合	70%	継続プログラム参加者のうち、74

			歳以下の者の割合（プログラム参加時点の実年齢とする）
4	1のうち男性の割合	60%	継続プログラム参加者のうち、男性の割合
5	要介護状態進行遅延人数	250人 ※2	継続プログラム参加者のうち、要介護状態進行遅延が確認された者の人数

※1 プログラムの参加者について

プログラムの参加者については、参加受付表を作成し、氏名、年齢、住所を参加者の自筆で記載したものを本市へ提出すること。これを参加者数の根拠資料とする。電子媒体で受付を行った場合は、氏名、年齢、住所を提出するのみでよい。その他の方法で受付を行う場合は、事前に市へ相談し、その指示に従うこと。また、集計方法については、参加回数に関わらず1名としてカウントする。

※2 要介護状態進行遅延人数について

要介護状態進行遅延人数については、令和10年3月末までの参加者を対象に要介護状態への進行遅延が推測された人数を主たる評価対象とし、これに令和10年4月以降の実施状況および完了見込みを加味して総合的に判定するものとする。

8 プロジェクト効果評価業務

本プロジェクトの効果評価業務については、大学等の第三者機関が実施する。

受託者は、本評価業務の実施にあたり、市及び第三者機関から求められる資料提供、データ提出、ヒアリング対応等に協力するものとする。

また、評価結果を踏まえ、市から求められた場合は、事業内容の改善に取り組むこと。

9 業務実績報告

本業務の実績を以下のとおり報告書としてとりまとめ、市へ報告すること。報告書は電子データ及び紙媒体で納品すること。

(1) 実績報告対象期間及び報告期日

報告書	報告対象期間	報告期日
第一次報告書	契約締結～令和9年3月31日	令和9年4月9日
第二次報告書	令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年4月7日
最終報告書	令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年4月10日

(2) 報告内容

以下の項目について、(1)に示す報告対象期間ごとに業務実績報告書を作成すること。

ア 業務の進捗状況

期間中の業務の進捗・達成状況を総括的に報告すること。

イ プログラム実施状況

期間中に実施したプログラムの名称、内容、参加者数、成果及び課題、プログラム実施中の事故の有無等について報告期間中の状況を総括的に報告すること。なお、参加者数については、「業務実績評価指標」表中に示す参加者総数及び割合を、報告対象期間の末日時点の実績として報告すること。

最終報告書においては、令和8年度から令和10年度末までの実績を総括して報告すること。

ウ アンケート実施結果

6-(6)に示すアンケート調査の結果を報告対象期間の末時点で可能な限り集計し、報告すること。アンケートの回答を入力したデータについても提出すること。最終報告書については、全ての集計を完了した状態で報告すること。

10 委託料総額及び検査・支払い

(1) 委託料の上限額

委託料の上限額は、以下のとおりとする。なお、契約金額については、契約締結前に受託者の見積書を元に協議し、決定する。その際、本業務における最低保証額と成果連動額については、下記アの内訳表に示す割合に基づき算出する。また、各年度における委託料の上限は下記イのとおりとし、受託者の見積額を元に算出した最低保証額の総額にイ表中の割合を適用して各年度の最低保証額及び成果連動額の上限額を算出する。

ア 委託料総額

令和8年度から令和10年度までの上限：47,322,000円（税込）

（内訳）

委託料総額に占める割合	金額（税込み）
最低保証額 60%	28,393,200円
成果連動額 40%	18,928,800円

イ 各年度の委託料上限額

年度	委託料に占める割合	金額（税込み）	合計額（税込み）
令和8年度	最低保証額の53%	15,000,000円	15,000,000円
令和9年度	最低保証額の39%	11,214,240円	15,000,000円
	成果連動額の20%	3,785,760円	
令和10年度	最低保証額の8%	2,178,960円	17,322,000円
	成果連動額の80%	15,143,040円	

(2) 委託料の支払い方法

市は、9に示す実績報告書を受領し、これをもって検査を行い、当該業務にかかる委託料の支払いを3回に分けて行う。

ア 1回目（令和8年度委託料） 支払時期：令和9年4月

市は、受託者より第一次報告書を受領し、これをもって検査確認を行い、受託者からの請求に基づき、最低保証額の一部を支払う。

イ 2回目（令和9年度委託料） 支払時期：令和10年4月

市は、受託者より第二次報告書を受領し、これをもって検査確認を行い、評価指標（中間評価）に基づく実績値を受託者へ通知する。

受託者は、市から評価指標の確認結果通知を受領した後、下記（3）に示す成果連動額の配分率に基づき、市に請求書を提出する。市は、受領した請求書に基づく最低保証額の一部及び成果連動額を支払う。

ウ 3回目（令和10年度委託料） 支払時期：令和11年4月

市は、受託者より最終報告書を受領し、これをもって検査確認を行う。また、受託者より別途提出されたアンケート結果に基づき、要介護状態進行遅延にかかる検査確認を行うとともに、当該評価については、大阪公立大学看護学部による効果評価の結果を踏まえ、これらの評価指標に基づく受託者の実績値を受託者へ通知する。

受託者は、市から評価指標の確認結果通知を受領した後、下記（3）に示す成果連動額の配分率に基づき、市に請求書を提出する。市は、受領した請求書に基づく最低保証額の一部及び成果連動額を支払う。

なお、業務の履行状況が著しく不十分であると認められる場合は、評価指標の達成状況にかかわらず、委託料の一部を減額する場合がある。

（3） 評価指標に基づく成果連動額の配分率

成果連動額の配分率は以下のとおりとする。なお、契約時における実際の成果連動額については、受託者の見積書を元に成果連動額の総額を決定した後、下記の配分率を乗じて算出する。

成果連動額の支払いは、評価指標の達成状況に応じて算出するものとし、当該指標の一部又は全部が未達成であった場合は、当該部分に係る成果連動額は支払わない。

[中間評価]

① 啓発プログラム参加者数

参加者数	支払い上限額	成果連動の総額に占める配分率
0～499人	0	0%
500～599人	757,152円	4%
600～699人	1,135,728円	6%
700～799人	1,514,304円	8%
800人～	1,892,880円	10%

② 啓発プログラム参加者のうちに占める新規参加者の割合

参加者割合	支払い上限額	成果連動の総額に占める配分率
40%未満	0	0%
40～50%未満	567,864円	3%

50～60%未満	757,152 円	4%
60%～	946,440 円	5%

③ 啓発プログラム参加者のうちに占める74歳以下の者の割合

参加者割合	支払い上限額	成果連動の総額に占める配分率
50%未満	0	0%
50～60%未満	567,864 円	3%
60～70%未満	757,152 円	4%
70%～	946,440 円	5%

[最終評価]

① 継続プログラム参加者数

参加者数	支払い上限額	成果連動の総額に占める配分率
0～149 人	0	0%
150～199 人	1,514,304 円	8%
200～249 人	2,082,168 円	11%
250～299 人	2,650,032 円	14%
300～349 人	3,217,896 円	17%
350 人～	3,785,760 円	20%

② 継続プログラム参加者のうちに占める新規参加者の割合

参加者割合	支払い上限額	成果連動の総額に占める配分率
40%未満	0	0%
40～50%未満	1,135,728 円	6%
50～60%未満	1,514,304 円	8%
60%～	1,892,880 円	10%

③ 継続プログラム参加者のうちに占める74歳以下の者の割合

参加者割合	支払い上限額	成果連動の総額に占める配分率
50%未満	0	0%
50～60%未満	1,135,728 円	6%
60～70%未満	1,514,304 円	8%
70%～	1,892,880 円	10%

④ 継続プログラム参加者のうちに占める男性の割合

参加者割合	支払い上限額	成果連動の総額に占める配分率
40%未満	0	0%
40～50%未満	1,135,728 円	6%
50～60%未満	1,514,304 円	8%
60%～	1,892,880 円	10%

⑤ 要介護状態進行遅延人数

参加者数	支払い上限額	成果連動の総額に占める配分率
0～99人	0	0%
100～149人	2,839,320円	15%
150～199人	3,785,760円	20%
200～249人	4,732,200円	25%
250人～	5,678,640円	30%

1.1 安全管理

業務実施にあたっては、常に参加者の心身の状況把握を行い、事故防止のため万全の体制を図るとともに、万一事故等が起きた場合の対応・対策等に関する安全対策のマニュアルを整備すること。

1.2 個人情報保護

業務実施にあたっては、個人情報の取り扱いに十分注意し、個人情報保護法を遵守すること。

1.3 その他の事項

(1) 倫理的配慮

プログラム参加者への事前説明を丁寧に行うとともに、参加に際しての同意の手続きを適切に行うこと。参加に当たっては、本人の体調や意思を尊重し、強要しないこと。また、参加者より何らかの支援を求める意思の表明があった場合、可能な範囲で必要な便宜を図ること。

(2) 人員体制、組織体制等

仕様書に基づく業務の実施にあたり、適正な履行が実施できるよう業務責任者、スタッフなどの人員体制、組織体制等を整えること。

(3) 連絡体制

仕様書に基づく業務の実施にあたっては、市と十分に協議のうえ、その指示に従うこと。また、事務連絡等の連絡方法及び緊急時における連絡・処置等に対応できる体制を講じること。

(4) 協議

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定めることとする。